

## 大分県議会災害対策連絡協議会設置要領（案）

### （目 的）

第1条 大分県議会災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）は、災害が発生した場合において、県議会として災害に迅速かつ的確に対応するため、議会運営委員会、各常任委員会及び県土強靱化対策特別委員会（以下「委員会」という。）の災害情報の収集・共有及び連絡調整を行うことを目的とする。

### （業 務）

第2条 協議会の業務は、次に掲げるものとする。

- （1）大分県災害対策本部（以下「本部」という。）が発表する災害情報等の収集・提供
- （2）災害に係る委員会等の活動に関する連絡・調整

### （委員及び役員）

第3条 協議会は、議長及び副議長並びに委員会の委員長をもって構成する。

- 2 協議会の会長は議長、副会長は副議長及び県土強靱化対策特別委員長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する副会長が会長の職務を代行する。

### （協議会の開催）

第4条 協議会は、会長が招集する。

### （設置期間）

第5条 協議会は、本部が設置された時から、災害対策・対応が収束したと会長が判断した時まで設置するものとする。

### （事務局）

第6条 協議会の事務局は、議会事務局に置く。

### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月22日から施行する。

### 別表（第3条関係）

会 長	議 長
副会長	副議長
	県土強靱化対策特別委員長
委 員	議会運営委員長
	総務企画委員長
	福祉保健生活環境委員長
	商工労働企業委員長
	農林水産委員長
	土木建築委員長
	文教警察委員長